

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號 五 第 卷六十二第

行發日一月五年三和昭

論 叢

動的資本と租税公正難 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

財産生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

時 論

支那の國民主義革命 文學博士 矢野 仁一

說 苑

助郷と農民の生活 經濟學士 大山救太郎

草津宿に於ける助郷に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

雜 錄

幣制の紊亂に基く百姓一揆 經濟學士 黒 正 巖

地理的認識の性質について 經濟學士 菊田 太郎

臺灣の小作制度 (其二)

河田 嗣 郎

第五章 小作制度の現状

臺灣の小作制度は現今に至るまで大體は從來の慣習に依て行はれ、前に述べたやうに明治三十六、七年兒玉總督は多少これを整理する所があつたけれども、それはたゞ小作の實狀に照して大租權を排除し業主權者と個人との關係を明かにして、複雑だつた在來の慣行をや、簡明にしたに過ぎなかつた。爾來今日に至るまで大體の状態は、清朝以來の慣行に従つて持續されて居る有様である。

されば臺灣の小作制度は前四章に涉つて述べた所に依て大體その現状をも知ることが出来るのだが、尙ほ少しく現在に行はれて居る小作契約の種類や其内容の各方面について解剖的な觀察を試むることは、更に一層その實狀を明かにする所以であらう。

それについても先づ思はれることは臺灣に於ける小作農業の重要さである。臺灣に於ける耕地

面積中に在つて、小作地は實にその五割八分強に及んで居り、内地に於けるその割合が四割六分であるのに比較して、甚だ小作農業の行はれる範圍廣きを知らなければならぬ。試に自作地と小作地との面積割合を示せば、³⁰⁾

自作地	二八九、三一七 ^甲	四一、八四 [%]
小作地	四〇二、〇四六	五八・二六

從て農家戸數について見るも、小作農家は農家總戸數中四割二分強を占め、自作兼小作農家を併せてみれば實に六割三分五厘に及ぶ様である。其數字比較左の如し。³¹⁾

自作農家	一五四、〇七八 ^戸	三六・四〇 [%]
小作農家	一七八、五〇八	四二・一七
自作兼小作農家	九〇、六九二	二一・四三

右示す所に依て如何に臺灣に於ては小作農業が農業經濟上重要な地位を占むるかを知らることが出来るであらう。從てその慣行の實狀と之に伴ふ諸種の缺陷の如きは、今日及今後に於ける臺灣の農政問題と小作問題その他之に關聯する種々の社會問題とについて講究するに當つては、頗る重要な意義を有するものたらざるを得ない。

仍て以下少しく臺灣小作慣行の現狀につき、其の契約の様式、小作期間、小作料其他の重要な

30) 鈴木進一郎『本島の小作問題に就て』一〇頁。

31) 同上

る契約條項、小作權としての内容、契約の解除及これに伴ふ賠償問題等について、實地調査に示されたる所に基き、その概様を述べることにする。その記述は米作地を主とし、これに甘蔗作付地、茶園等を附記することにする。いふ迄もなく米作地は田地であるに、甘蔗作付地は畑地であり、茶園は又特殊なものであるに加へて、甘蔗の栽培の如きは、製糖事業といふ資本的なる大企業と直接に關聯せるものであるから、その業務の實狀は、米作と頗る其趣を異にし、従て小作慣行については、夫々別途の觀察を要するものがあるからである。

第六章 小作契約

第一節 契約の様式

臺灣の小作契約は所謂僱關係の締結であるが、その契約は、分益小作制の行はれる歐洲の諸地方や我國では朝鮮やに於てこれを見るやうに、大抵は口約に依て行れ、文書に依てせられるものは元來僅少である。たゞ最近小作問題の擡頭により、又一般的に法律觀念の發達に伴ひ、文書に依る契約が段々多くなる傾向の生じて來たに過ぎぬ。その狀況は我内に於ても大體似たやうなものだが、臺灣に於ては内地よりも其小作制度のやゝ幼稚なだけ口頭契約の行はれる慣習がより以上殘存して居る。舊慣調査會報告書の示す所によれば、北部地方に於ては文書に依る契約即ち

契字に依るものは、贖耕字又は招贖字などいひ、二通を作製して業主と佃人どが共に署名し各一通を保存するのが普通である。又業主と佃人どが各一通を作製して互に交付するものもある。又た業主から之を佃人に交付するものも稀にはある³²⁾。南部地方に於ても佃關係の成立は口頭契約に依るもの十中八九を占め、文書契約を爲すものは租谷又は租銀の割合又は其交付手續等につき後日紛議を生じ易きものどか、特に契約を確實ならしめる希望を有する者の間に於てのみ之を見るに過ぎない。契字を作製したる實例としては(一)贖耕、認耕、贖園、認佃の名で佃戸から業主に一通を交付するに過ぎざるもの、(二)業主及贖耕人の連署したるもの二通を作つて各一通を所持するもの、(三)業主から佃人に贖園字一通を交付するに過ぎざるもの等である。昔は最後のものが最も多く、佃戸に於て認佃字又は認耕字を作製して交付することは、比較的近時に至つてからのことだと記されてある。³³⁾

尙ほ現在の實狀について總督府の調査した所について見るも、大體右と異なる所はない。即ち臺北州に於ては小作契約は大部分口頭であつて、文書契約は長期の小作、當事者の一方が大地又主は會社等の場合、若くは地主と小作人の間に十分な交誼關係のない場合に行はれる。新竹州に於ても右と同様だが、水田の不足な地方では水田の小作契約は書式に依るやうである。臺南州、高雄州に於ても口頭を主とした書式契約は製糖會社との契約、大地主又は不在地主との契約、小作

32) 調査第一回報告書上巻二百七十三頁。

33) 調査第二回報告書第一卷六一五、六一六頁。

人に信用のない場合にのみ行はれる。⁰³⁴⁾

契約を登記する場合は、臺北州では地主が多額の積地金（註：積地金とは敷金に似たる一種の保証金である。其意義は後に詳説する）を得んとするとき、開墾小作のとき、小作地が共有地又は公業地なるとき、小作地に質權、抵當權などの設定されて居るとき、善良なる小作人に永く小作せしむるとき等に稀に行はれる。新竹州に在つても登記は地主が高額小作料を長く固定せんとするとき、共有地を小作するとき、製糖會社に土地を貸すとき、善良なる小作人に長く小作せしむるときなどに稀に行はれる。臺、中州にては小作人が多額の積地金を提供し又は貸金を爲し其代償として長期の小作を行ふ場合、公業地を小作する場合などに限られてゐる。臺、南州にては、地主が高額小作料を固定せんとするとき、公業地の小作なるとき、信用ある小作人なるとき又は小作人の身元不確定なるときに稀に行はれる。高雄州にては小作地面積が特に大なるとき、契約年限特に長きとき、開墾小作のとき、積地金を支拂ふとき、公業地の小作のときなどにやはり例外的に行はれるに過ぎぬ。⁰³⁵⁾

尙はこの登記に關して臺、中州に行はれる慣行について調査せられたる所を見れば、登記せられる場合は極めて少く、小作人が或期間小作契約の繼續を是非必要とする特殊の場合に限られる。そしてそれは柑橘、芭蕉の如き果樹類、茶、苧麻等の如き多年性作物を栽培する場合の外、普通作

34) 臺灣總督府殖産局農務課『各州小作慣行概要』

35) 同上。

物の栽培に關しても行はれるることである。³⁶⁾

次に小作契約の結ばれる時期及耕地引渡しのの時期であるが、これは緯度の高低に依り南北その地方により多少の相違がある。即ち臺北州にては契約は田畑共に中秋(舊曆八月十五日)迄に締結し、耕地の引渡は、田は第二期作收穫後冬至(舊曆十一月三十日)迄に行ふを例とする。尾牙(舊十二月十六日)迄に行ふのもある。畑は舊年末より舊二月初旬迄に行ふを普通とする。新竹州にても大體同様である。臺中州にては契約は田畑共に中秋迄に締結するのが普通だが、極めて稀には舊七、八月頃に豫約を爲し舊十月十五日迄に契約するものもある。耕地の引渡は、田は第二期作收穫後舊十月中旬頃で、畑は翌年舊二月乃至四月の間に於てする。臺南州では契約の締結は、田については冬至迄に行ふを普通とし、稀には舊十月乃至十二月中に行ふものもある。畑については尾牙迄に行ふのが普通である。耕地の引渡は、田に在つては遅くも舊曆一月中に行ひ、畑に在つては媽祖祭(舊二月二十三日)前後を標準とする。高雄州にては、契約締結は兩期作田なるときは、北部地方では前年中秋に行ひ、中南部地方では其年新二月頃に行ふ。契約の履行が一期作より始まるものと二期作より始まるものと兩者の行はれる地方では、前者は綠肥栽培の有無に依り新二・三月頃から五・六月頃に行ひ、後者は十・十一月に行ふ。單期作田なるときは、前年新十一月より其年の一・二月に行ふ。畑については新二・三月中に契約するもの最多く一月又は四乃至六月

頃に契約するものもある。耕地の引渡は兩期作田に在つては北部地方では新十一月に行ひ、中南部では契約を二月頃に締結するものは五月頃に、契約の履行が一期作より始まるものに在つては前年十一月から其年一月の間に於てし、二期作より始まるものに在つては五・六月に於てする。單期作田及畑については契約締結と同時に引渡すのが普通である。³⁷⁾

第二節 小作期間

小作契約は其繼續期間の永久的なると有期的なるとに依つて、永小作契約と普通の小作契約とに分ち考へることが出来る。勿論永小作と普通小作とは、其の權利の性質其他に於て大いに異なる所あり、たゞ期間の長短を以てのみ兩者間の區別とすることは出来ないが、期間の關係に於ても著明な區別あることは認めなければならぬ。

今臺灣に於ける小作契約の慣習について舊慣調査會の報告する所を見れば、北部地方については次の如く記されてある。「佃ハ通常有期ニシテ(中略)通常ノ期限ハ三年ニシテ稀ニ六年又ハ之ヨリ以上ノ年限ヲ約スルモノナキニ非ス然レトモ若佃人ニ於テ契約上ノ納租義務ヲ怠ラサルニ於テハ其期限ヲ過クルモ尙ホ其儘之ヲ繼續スルヲ普通トスルヲ以テ事實ニ於テハ永佃ニ似タルモノ少カラサルナリ只近年ニ至リテハ地價ノ騰貴スルニ從ヒ小租戸ニシテ小作期限ノ滿了ヲ俟テラ契

37) 各州小作慣行概要。

約ヲ更新シ又ハ轉佃シ以テ小租ヲ増額シ或ハ積地銀ヲ増加セント企圖スルノ傾向アリ³⁸⁾

南部地方の慣習については、次のやうに報告されてゐる。「佃ノ期間ニ關スル慣習モ亦北部臺灣ニ於ケルモノト大差ナク即蔗園ニ付キテハ一年ヲ約シ又ハ四年ヲ約シタルモノアリ其他場合ニ依リ一定セサルモ要スルニ三年、五年等短期ナルヲ多シトシ稀ニ十年以上ノ期間ヲ約スルモノナキニアラサルヘキモ此等ハ臺灣從來ノ慣習ハ之ヲ措キ今日ニ於テハ之ヲ以テ永佃ト爲スヘキコト(中略)ナルヲ以テ本項ニ云フ佃關係ノ期間ハ總テ十年以下タルモノト知ルヘシ又期間ニ付キ何等明示ノ約款ナキモノ少カラスト雖トモ是決シテ永佃タルニ非スシテ却テ何時ニテモ換田シ得ヘキコトヲ示シタルモノト見ルヘキ場合ヲ多シトス但契約上ノ賃料ヲ完納スルニ於テハ永年換田セザル事例ノ多キハ勿論ニシテ又此意ヲ契字中ニ明示シタルモノナキニ非ス而シテ明治三十三年律令第二號ニ於テハ土地ノ賃貸借ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得スト定メアルヲ以テ今日ニ於テハ二十年以内ノ期間ヲ約スルモノハ普通ノ佃關係タルヘキコト勿論ト云フヘシ茲ニ佃ノ期間ハ十年ヲ以テ限界トシ之ヨリ以上ノモノハ永佃中ニ屬セシムルヲ適當トスト云ヒタルハ是只臺灣ノ慣習上普通ノ佃關係ハ單ニ債權關係ヲ約シタルニ止ルモノト見做スヲ以テ今若登記ヲ以テ佃權ノ成立條件ト爲サントスルニ於テハ寧ロ十年以上ノ長期間ヲ約シタルモノニノミ之ヲ適用シ之ヨリ以下ノ期間ヲ約シタルモノハ只當事者ノ意思ニ依リ登記ヲ以テ第三者ニ對抗シ得ヘキモノト爲スヲ以テ立法

38) 調査第一回報告書上卷二百七十四頁。

上ノ統一ヲ得タルコトヲ信シタルニ因ル³⁹⁾」

右は舊來の慣習であり、同時に又法律上の解釋より見たるものであるが、現今に於ける實狀について、總督府の調査したる所によれば、普通の小作契約に於ては、明かに期間の定めのないのが最も多いやうである。そしてこれは或意味からいへば、契約關係として甚だ不安定で、契約は當事者一方の意思に依り何時にても解約せられることになり得る。けれども又或意味からいへば、當事者が契約に違反せざる限り長年引續いて契約關係が持續され、その更新の手續を執ることなくして之を永續することが出來て、地主にも小作人にも共に便利である。特に小作人は正當に小作地の管理を爲し小作料を滯納することなく、其他小作契約の主旨をよく守つてさへ行けば長年同一地を小作することが出來て、却つて生活の安定を得ることになる。されば獨り臺灣といはず何れの所でも分益小作制やその他これに類する幼稚な小作制の存する所では、契約には明示的な期限のついて居ないのが普通である。そして幼稚な小作制度に於ては、制度こそ幼稚なれ、地主と小作人との關係は、たゞ單純な法律的な事務的な關係でなくて、兩者は寧ろより多く情誼關係に依て結ばれたるを例とするから、契約は文書を用ゐないで口頭により、文書を用ゐる必要などは無きものと考へ、期間も定めないで兩者の事情のこれを許す限りは何時までも小作關係を續けて行くし、都合が悪ければ話合ひで何時でも解約するといふ風にして行くのが常である。⁴⁰⁾我

39) 調査第二回報告書第一卷六一六——六一七頁。

40) 拙著『農業經濟學』第四編第四章參照(二五一頁以下)。

内地に於ても今日までは多くの場合小作契約はこんな風にして行はれて居た。臺灣に於ても事情は其例に漏れないのである。

總督府の各州別調査書の示す所によれば、臺北州にては、期間の定めなきもの及一限、一佃、一耕など、稱して期間三ヶ年のもあると記され、新竹州では不拘年限と稱して期間の定めなきを普通とする。臺中州にては期間の定め無きを普通とし、作分小作又は收穫不定の地などにあつては稀に期間一年のがある。臺南州及高雄州では期間の定めなきを通例とする。そしてこれ等は契約の大部分を占むる口頭契約の場合であつて、書式に依る契約に在ては、之を登記するとき其他特別のものは十年を超へるものもあるが、普通は三年乃至五、六年のものが最も多い。⁴¹⁾

臺中州の調査によれば、⁴²⁾ 豫め或期間を定めて小作する農家戸数は、水田に於ては調査小作農總戸數一二、三三五戸中九四三戸であつて、其歩合七・七%に過ぎない。然るに不定期小作のものは九、九八七戸に及び正に八一・六%に當つて居る。年小作を爲すものは一、二九二戸で二〇・六%である。畑については調査戸數三、三五四戸中、期間を定めたるもの六三三六戸一九・〇%で、不定期のもの二、二七四戸六七・八%である。年小作を爲すものは四三六戸一三・〇%である。即ち不定期のものが田畑ともに大部分を占める有様が實證されてゐる。

然らば實際に行はれる期間はといふに、契約期間十年以上なるを長期、六年以上九年迄を中

41) 各州小作慣行概要。
42) 農政資料第一輯三——四頁。

期、三年以上五年以下を短期、其以下のものを年小作としてみるならば、田の定期小作に在つては、調査小作農總戸數一、二八一戸中長期のもの一八・三%、中期のもの二三・二%、短期のもの三二・九%、年小作二五・四%に當り、短期即ち三年以上五年以下のもの最も多く、年小作これにつぐ有様である。田の不定期小作に在つては、既往に遡り不定期のまゝ調査當時まで繼續して居る小作農家に於て、其調査戸數一〇、九五四戸中、長期二九・四%中期二五・七%短期三六・〇%年小作八・八%に當り、やはり短期のものが最も多いが長期のもの之に亞ぐ有様である。即ち十年以上も繼續するものが實に三割に近い割合を占めて短期のもの、三割六分に伯仲する有様を呈してゐる。

次に畑の定期小作に在つては、調査小作農家七八五戸中、長期二八・五%中期二四・六%短期二八・八%年小作一八・〇%で、短期と長期とが相似たやうな歩合に於て最も多きを占めてゐる。畑の不定期小作に在つては、小作農家二、五六九戸中、長期一九・八%中期二五・五%短期四三・二%年小作二・五%で、短期最も多き歩合を占めてゐる。

右の實狀に照して大體の有様を推知することが出来るであらう。即ち田畑ともに定期小作に於ても不定期小作に於ても、三——五年といふ短期小作が最も多い。然し何れに於ても十年以上といふ長期のもの、比較的多いことは見遁し難い所である。即ち長期のものは凡そ二割弱から三割

弱の間に在る歩合を占めて居るのである。

第二節 小作料

小作契約の條項中最も重要な項目を爲すものは小作料に關する諸事項である。臺灣に於ける小作料は所謂小租といふものに當り、其の性質、物體、額、納期等については、前に小租について述べた項に於て、一般のことは記して置いた。そして大租なるもの、既に整理されてしまつた今日に於ては、之に對して特に小租といふ必要はなくなつたわけで、たゞ租といへばわかる。多くは租穀とか租谷とか呼ばれて居る。

一般のことは既に述べたのだから、茲には各州別調査報告書に表はれたる所について、現今の實狀を窺つてみよう。⁴³⁾

第一項 小作料の種類及品質

水田の小作料はすべて粃を以て之を定める。北部及中部地方に於ては、容量を以て其額を定め（臺斗何石といふ風に定める。臺斗は普通の斗の約六割）南部地方に於ては斤量を以て定める。實際納付する小作米は水稻を栽培するものは粃粃を以てするのが普通である。蓬萊米（内地の米種

43) 各州小作慣行概要。

を移入試植して之を臺灣の風土に對する適種と爲したるもの)を栽培するものに在ては、北部地方では其普及の當初は之に依る小作米に限り其額を減するか又は地主から金肥を給與することが行はれた。併し今日では其事は段々行はれなくなつたこのことである。蓋し蓬萊米獎勵の意味であつたのが、今はその必要なく獎勵せずとも小作人が好んで之を栽培するやうになつたからである。

小作米は右の如く物納(所謂本色)を以て原則とするのだが、左に記すやうな諸場合には、地主と小作人と合意の上、特例として代金納をすることがある。

- 一、小作地に水稻及甘蔗を栽培せる場合に籾の收穫量が小作料に不足せるとき
- 一、小作地遠隔なるとき
- 一、小作人が青田賣を爲したるとき
- 一、小作人の自家用食糧不足せるとき
- 一、地主より其要求ありたるとき

右は田についてのことだが、畑地の小作料は金納を以て原則とする。作分のごときには現物納をすることもあるが極めて稀な例である。

小作料の品質については、從來あまり不良ならざる限り收納する風であつたが、近年は籾小作

料については重量を以て制限する傾向が發はれて來た。臺灣にも現在既に米穀検査が行はれ、當初は搬出検査を行つたが、現今は移出米の検査をのみ行ふことになり、其検査はまだ不徹底だから、小作料についても、品質のことは其標準化が爲されないため、あまりやかましくいはない有様である。

尙ほ小作料の種類、高、收穫量に對する歩合等について、臺中州内の實地調査の示す所を見れば、⁴⁴⁾同調査書は小作料の種類を分益、物納、代金納、金納の四種に分ち取扱つて居るが、其中では田に於ては物納最も多く代金納これに次ぎ、畑に於ては金納最も多く物納これに次ぐ。田の小作農家調査戸數一二、三三五戸、畑の小作農家調査戸數二、三五四戸の中此等四種の小作料の占むる歩合は左表のやうである。

	分益	物納	代金納	金納
	%	%	%	%
田	四・六	八七・一	六・四	一・九
畑	二・八	一二・二	四・四	八〇・六

小作料の高は、分益小作に在つては、地主七小作人三の割合と、地主六小作人四の割合と、地主五小作人五の割合と、地主四小作人六の割合と、地主三小作人七の割合との五種に大別せられるが、この中に在つては田畑とも地主五小作人五の割合のものが最も多い。即ち調査分益小作農

家中その七〇%以上に上ぼる。次は田では地主六小作人四のもの、畑では地主四小作人六のものが多い。

物納小作料は田の小作に於ては上に示すやうに其大部分を占めて居るのだが、其小作料の量額は州下各地方平均の上からこれを見れば、甲當官斗二〇石乃至三〇石のもの最も多く（物納水田小作農家調査戸數一〇、六五八戸中五四・二%に當る）次には三〇石乃至四〇石のもの（二二・八%）次には一九石以下（一九・一%）といふ順序である。

代金納は水田に水稻以外のもの即ち甘蔗其他のものを栽培した場合、若くは小作人が自家食用として糧を取置くことを必要とするやうな場合に行はれるが、其額は小作料たるべき物の納入當時に於ける市價に依て換算せられるを以て例とする。

金納は畑小作に於て主として行はれることは前掲の通りだが、其金額は、金納畑小作農家調査戸數二、七〇三戸中に於て、甲當四〇圓乃至八〇圓のもの四〇・五%、二〇圓乃至四〇圓のもの四四・一%で、この程度のものが大部分を占めてゐる。高きは二〇〇圓以上のもあり（二・五%）低きは一九圓以下のもあるが（一一・一%）共に比較的少い割合を占むるに過ぎない。

次に水田の小作料が其平均收穫量に對する割合については、水田小作農家調査戸數一二、二三五戸中、其割合五割以下に居るもの最も多くして四四・八%に當り、次は六割以下のもので二六・

二%に當る。七割以上のものは一二・二%に過ぎず、四割以下のものも亦一三・六%に過ぎない。三割以下のものに至つては僅かに三%を占むるばかりである。そして良田に於ては一般的に收穫量に對する小作料の割合高く、瘠地ほど其割合が低いと記されてある。其通りであらう。

以上はたゞ臺中州内の調査されたる農家だけについての狀況であるが、大體に於ては、全島の狀況も之に似たものであらうと思はれる。たゞ北部地方と南部地方とでは作物の種類も大分異り、收穫歩合等も多少相違するから、狀況に少々相違する所あるべきを斟酌して考ふるを要する。又同じ州内に在ても、地方により狀況に幾分かの相違あるは、言ふ迄もないことである。

第二項 小作料の納期

地方により多少の相違がある。又その納期は二期作の行はれる田地の小作料については其分納の割合のこと、併せ考ふるを便宜とする。各州別の調査書の示す所を窺つてみると、大體次のやうである。⁴⁵⁾

先づ臺北州に在つては、二期作田では大抵新曆七月中に契約小作料額の六、七割を納め、殘餘は十一、十二月中に納める。併し風水害等のため第二期作の收穫の不安定な地方では、第一期作收穫後に全納する。畑地の小作料は前年の冬至に前納するのが多く、稀には其年三月に前納する

45) 各州小作慣行概要。

ものもある。又その年の中秋に納めるのもあり、四月と九月、六月と十二月、中秋と冬至に分納するものもある。

新竹州では田地の小作料は晩三早七と稱し、七月中に契約額の七割を納め、残餘は十二月中に納めるのが最も多い。第二期作の收穫不安定な地方では第一期作收穫後に全納すること臺北州に於けると同様である。右にいふ分納の割合には六と四、五と五の割合にするものもある。畑小作料は前年冬至に前納するのが多い。其年の五月と九月とに分納するものもある。

臺中州では田地の小作料は七月と十一月中に各半額宛を納めるのが普通だが、地方に依り分納割合を七と三にするものもある。畑については前年の冬至、其年の中秋、又は後作物收穫後等に分納するものと、三月と九月、六月と十一月とに分納するものもある。

臺南州では田地の小作料は七月と十一月、十二月中とに分納する。畑の小作料は二、三月頃に前納するを例とするが、二月と九月とに分納する地方もある。

高雄州では田については五、六月頃と十一月、十二月頃とに分納し、其割合は六と四、五と五といふのが最も多い。畑については二、三月と九、十月とに分納するもの、此等の月の中何れかに於て一回に全納し又は地方主作物の收穫後に全納するものがある。

何しろ臺灣では米が二回穫れるものだから、田地の小作料も物納なる關係上二回に分納するの

が多い。畑地の小作料は金納だから一回に然かも前納するのが多いが、然し分納するのも小くない。分納するのは作物の關係と小作人の經濟實力とに因ること勿論である。

第三項 小作料納付の場所

各州慣行の状態を見れば、臺北州では、田の小作料として粃を納入する場合には、收穫して乾燥すれば直ちに小作人からの通知に依て地主が小作人の居宅に出張り、兩者立會の上で枳量して受授する。又地主が豫め小作粃を商人に賣つてしまつて商人が小作人から受納するものもある。元より之は便法に過ぎない。小作粃を地主の宅に運搬さす場合には其費用は地主の負擔である。つまり小作料は小作人の居所受渡が原則となつて居るわけである。畑の現金小作料を納め又田の小作料を代金で納める場合には、小作人が地主の宅に持參する。畑小作料が作分により物納である場合には圃上で受渡す。

新竹州に在つては物納たる田小作料は小作人の粃乾燥場又は粃倉に於て受授するが例である。併し地主によつては相當代價を指定して小作人をして小作粃を賣却せしめ其代金を受納するものもある。併しこれは所謂代金納小作料の部類に屬するであらう。一般に金納及代金納の場合には、すべて小作人から地主の宅に持參するを例とする。畑小作料が物納である場合には圃上で受授す

ること前例の如し。

臺中州に於ては小作料はやはり小作人の住居に於て地主又は其代理人立會の上で授受するを例とし、地主の宅又は其指定地に運搬さすれば運賃は地主が負擔すること臺北州の例と異なるい。大地主に在つては小作料を豫め商人に賣渡し商人が小作人の居宅に就き其引渡を受けるのが多い。金納及代金納の場合には小作人から地主の宅に持參すること他の諸州に於けると同様であつて、作分の場合にもやはり收穫の際地主立會の上で分配する。

臺南州に於ても亦小作料は乾燥調製を終へると共に地主又は其代理人の検査を受くるのが例であつて、地主はやはり小作人の居宅を巡回して小作料を收納する。金納の場合には小作人の方から持參すること他州と同様である。

高雄州に於ても事情多く右等と異なる所なく、料小作料は地主から取立て、地主は其儘商人に賣却するか又は自己の負擔に於て之を自宅へ運搬せしめる。又便宜上地主が小作人との間に適當な賣價を協定して、小作人をして小作料を賣却せしめ、其代金を受納する場合もある。そして金納及代金納の場合は小作人の方から持參すること他州の例と異なるい。

すべて以上の如くなるが故に、各州間に多少の相違こそあれ、大體に於ては物納小作料は地主の方から取立て、金納及代金納の場合には小作人の方から持參するのが通常の例だと見て差支な

い。内地では小作料は物納の場合でも小作人が地主の宅又は其指定場所に持参する例になつて居るのが多いやうだから、其點彼我趣を異にする所ありといはねばならぬ。

第四項 小作料の減免及變更

水田の小作料は天候、病虫害等に依る減收の生じた場合といへども減免を行はないのが原則であつて、各州とも其點異なる所がない。つまり水田の小作料は、前に述べたやうに、死租、硬租、鐵租(鐵板租)など、呼ばれる位であつて、定額にして動かさないといふ主旨である。そしてその事は大地主の小作地に於て特にさうである。減免の行はれるのは、二、三割以上の減收の生じた場合にも一部地方では其例があるやうだけれど、多くは四、五割以上といふやうな大減收の場合に限られる。又收穫が小作料額に達しないやうなときには作分を行ひ、地主六、七割小作人四、三割に分配する例もある。(臺中州)又その場合には種籾だけを小作人に殘し與へる例もある。(臺南州)

畑地の小作料は減免しないのが通例である。

次に小作料の變更について各州小作慣行概要の示す所によれば、耕地の滅失、流失、崩壞等の生じた場合に小作料を免除したり減額したりするのは勿論のことだが、其他の場合に於て小作料

の値上をするのは、米價昂騰の場合、耕地が賣買せられた場合、小作人が耕地に對して競争する場合である。

小作地の地目が變換され又は生産力に變動を生じた場合に小作料の變更せられる慣行は、各州間に多少の相違がある。

先づ臺北州では畑を田に變じたるときは、隣接田の小作料を標準とし、其地目變換が地主の出資に依て行はれる場合には三ケ年間收穫物を折半し、小作人の出資に依つた場合には工事の難易に依て地主四分小作人六分の作分とし、又は三年間位は小作料を變更しない。

新竹州では、小作人の出資によるものは小作料を變更せず、共同出資の場合は一定期間後に増減し、地主のみの出資による場合は其翌年から増減する。

臺中州では、畑を田に變換した場合に小作人が勞務を提供したときは數年間は從來の小作料を變へず、地主が其費用を負担したときは次年より直ちに適當の増額を行ふ。田を畑に變じた場合には收穫物を等分に又は地主六小作人四に分配する。堀抜井戸を造つた爲めに田の生産力を増加した場合には、地主の出資なるときは其年から適當の増額を爲し、小作人の出資なるときは二、三年後に増額する。

臺南州では、小作人の出資や勞務に依つた場合には契約期間中増減せず、共同出資の場合には

協議の上決定し、地主の出資による場合には近隣の田畑を標準として直ちに増減する。

高雄州では、畑を田にした場合に、地主の出資なるときは折半又は地主七小作人三の割合による作分とするか、若くは次の作付から直ちに水田小作料に改める。小作人の出資なるときは二、三年間は變更しない。看天田（註Ⅱ水利悪く耕作者は天氣模様を見て作物を定め耕作の方法を考へるやうなのをいふ）に於て堀抜井戸を設け二作田と爲した場合に、地主の出資によるときは次の作付から直ちに二作田としての小作料を取り、小作人の出資によるときは二作田としての小作料から二、三年間幾分の割引をするのもある。

第五項 小作料滞納の場合の處置

小作料が納付されない場合には次期又は次年まで延期するか、保證金たる積地金から差引いて解約するか、保證人ある場合には其方から取立てるかの方法を取るのが一般の例である。小作料の納入延期を許す場合には延滞利子を附せしめ（新竹州）保證人が直ちに小作料を代納しない下借用證書を入れる場合には利子を年一割乃至一割五分位附せしめるものもある。（高雄州）小作料不納のため差押を爲すものも稀にはある。

以上本章に示す所は、臺灣に行はれて居る小作契約の様式、條項等に關する大様と、各州慣行の現状についての概要であるが、尙ほ小作契約の條項中には、小作地利用上の制限、中途解約及び之に伴ふ損害賠償、小作地賣買の際に於ける小作契約の處置等のあることがあるが、此等は小作權の讓渡及小作地の轉貸のこと、共に、小作權といふ概念の下に總括して、若くはこれに附帶して説明するを得るし、其方が便利でもあるから、章を改めて説くことにする。

たゞ此所に附記して置きたいことは、臺灣には各地とも小作料の保證金として小作人より地主に對して積地金なるものを納める習慣の廣く存して居ること、前からの説明中にも折々出て來る通りなることである。此は小作料に附帶せるものとして此所に本章中に一節を設けて説くを適當とするものであるが、尙ほ臺灣には小作契約に對する違約金として定頭金なるものを小作人から地主に收める慣習もあり、此等が相重なつて小作人の負擔を重からしめ、其境遇を困難ならしむる原因を爲して居るから、此等については寧ろ後に臺灣小作制度の諸欠點と之に伴つて生ずる小作問題や農民運動などのことについて論ずる場合に之を取扱ふを便宜とする。後に讓ることにする。(未完)